

『太閤検地論』の批判に答える

宮 川 満

一

昭和二四・五年ごろから太閤検地の研究をはじめた私は、同三二年に、それまでに雑誌や紀要などに発表した関係論文のうち主なもの一〇篇を、『太閤検地論』第二部各論篇——太閤検地の基礎的研究——として刊行し、つづいて三四年にそれまでの研究をまとめた『太閤検地論』第一部総論篇——日本封建制確立史——を公にした。その間、第二部の各論文に対しては、それが前に発表したものであることも関係して、すでに早くから、いくたの批判がなされ、太閤検地に対するいくたの見解をみるにいたつた。そこで、第一部においては、それらの批判ないし見解を一つ一つと上げて、くわしく検討し、反論すべきところは容赦なく反論するとともに、反省すべきところは反省して第一部の所論にとりいれた。ところで、第一部が

出るとともに、かなり新たな立場から、私の『太閤検地論』の全貌ないし『日本封建制確立史』に対して検討し、批判する動きがみられ、雑誌や新聞などにも、いくたの書評が出された。とくに学術雑誌に出た書評の主なものあげると、つぎのようである。

奥野 高広 『日本歴史』第一三二号（昭和34年6月）

永原 慶二 『歴史学研究』第二三四号（昭和34年10月）

上島 有 『日本史研究』第45号（昭和34年11月）

松岡 久人 『史学研究』第75号（昭和35年1月）

脇田 修 『史林』第43巻第1号（昭和35年1月）

河野 健二 『経済評論』一九六〇年一月臨時増刊号

（以下、各批判者の批判を引用する場合には、それぞれ、その書評が掲載された雑誌の頁数を「前掲誌〇〇頁」と註記する。なお頁数だけの註記は拙著『太閤検地論』第一部の頁数とする。）

これらのうちには、第Ⅰ部にかぎらず、第Ⅱ部をも批判の対象としたものもあるが、それにしても批判の中心は第Ⅰ部におかれている。また、私の所論に対して賛意を示された点も多いが、同時になお納得しがたいとして欠点を指摘し批判された点も多い。そこで、本稿では賛成された点についてはふれず、もつばら批判された点について再検討し、私なりの考えをのべて、お答えしようと思う。

## 二

右の書評にみられる批判点は、農業経営・農民構成・土地の所有—占有関係・封建制の性格・太閤検地の革新性ないし小農民自立策など、すこぶる多面におよんでいる。しかし、これらを通じて全般的に感ずることは、私がとくに批判していただきたいと思つている基本的な点については余力を入れて批判されておらず、むしろ私にとっては副次的・二次的な点について強く批判されている点である。さらにいうと、脇田氏ら一部の人は別としても、批判者のうちには、「本書」の目的ないし中心テーマがどこにあるか、それに対して私がどのような方法でアプローチしているかを、ほんとは理解しないで書評したのではないかと、感じさせるような批判のしかたをしているのがかなり多い。この点を一そう明確にするため、まず「本書」の目的ないし中心課題と、それに対する私のアプロ

チのしかたを明らかにしておこう。

第Ⅰ部第一章「太閤検地をめぐる研究動向」において、私は従来の研究をくわしく検討し、その結論として、本書の課題ないし目的がどこにあるかを、次のように明示した。すなわち、

現段階の太閤検地の研究における第一の課題は、その前提をなす南北朝—室町期の領主制を、土地関係の分析を中心に、いかに理解し、評価するかにある（五〇頁、傍点は新たに付けた。以下同じ）。

とのべ、また問題点を要約して、

まず平安—鎌倉期の名体制との比較において、南北朝—室町期の領主制の権力構造を封建的土地関係を中心において、具体的に検討することが最大の課題である。次に太閤検地が室町期の領主制の基礎構造に対していかなる関連にあつたか、さらに幕藩体制の基盤形成に対していかなる役割を果したかという点から、土地関係を中心に本百姓の成立、幕藩体制の展開を具体的に把握することである。その他なお若干の課題もあるが、本書においては、ともかく以上の諸点を、封建的土地所有関係に焦点をおいて考察しようと思う（五一頁）。

と結んでいる。このように、現在の研究段階において、太閤検地の歴史的意義を明らかにするには、平安後期から江戸期にかけての歴

史の動きを、封建的土地所有—占有関係の成立・展開に中心をおいて考察することが最大の課題であり、「本書」の目的ないし中心テーマであることを明確に示し、しかも、そのことは同時に日本封建制の歴史を理解する根幹であると考へたのである。こうした見解をとつたのは、従来の研究を反省して、第一に、いうまでもなく、地は土地、関係の整理を直接の目標とし、また封建関係は土地の媒介を基礎とした人間関係であるにかかわらず、従来の研究においては土地関係のくわしい分析がきわめて乏しいこと（五〇頁）、それに関連して、第二に、従来、封建制を論ずる場合には小経営の一般の成立をもつて封建制の成立と考へたり、あるいは権力の性格から封建制を規定したりする方法が行われたが、それだけでは不充分であつて、むしろ、それらよりも一そう基本的なものとしての封建的土地所有—占有の一般的成立・展開を問題にすべきだと考へたこと（一四八—一九頁）、などに基つている。

つぎに、右のような「本書」の目的ないし課題に対し、それを解決するため、私は以下のような手続きないし方法をとつた。①まず、土地所有・占有はきわめて抽象的な事象であるが、現象形態からみて、土地所有はそのことによつて、もつぱら取収するだけで、ほかから、何らの負担をも、恒常的に強制されない土地関係、占有はそのことによつて土地所有者からの負担をたえず強制される土地関係と一

おう規定した（一五二頁）。②つぎに、それらの史的展開を追求するために各時期の土地所有・占有の性格を一々規定して、その関連を求めねばならないから、「封建社会における土地所有・占有の性格を規定するには、まず取収負担の關係ないし内容を考へねばならず、そのほかに取収実現の手段としての権力の性格、および土地所有・占有を具体的に表現する手段としての社会的基準の性格等をも考慮する」（一五三頁）という方法をとつた。まず第一に取収負担の關係ないし内容を重視したのは、土地所有—占有關係は一般に基本的には取収負担關係として具体化し、現象するのが常であるからである。そのほかに権力の性格を考慮したのは、土地所有に基ついて取収が実現される場合、その手段として一般に何らかの強制力—権力がともなうからである。また土地所有・占有を具体的に表現する手段を考慮したのは、その手段として庄・名または所職あるいは石高・貫高・村などが用いられ、しかもそれらの内容・性格がそれぞれ異なつてゐるからである。③右のような基本的見解にしたがい、各時期の土地所有・占有の性格をそれぞれ規定して、それらの史的展開を具体的にくわしく追求したのであり、また、そのことによつて、各時期の領主制の基本構造を明らかにしながら、大體檢地の歴史的意義を究明し、同時に日本封建制の展開過程を明確にしたのである。④その間、上述の目的および方法を達成し遂行するために、

必要なきが、農業経営・農民権成・共同体関係・領主の性格・政治の動きなどにも論及した。したがって、「本書」では各所で右の農業経営以下の問題に論及しているが、それは決してそれらを独立の問題として考察したのではなく、「本書」の目的である封建的土地所有・占有関係の史的展開を追求するために、必要な補助手段として論じたにすぎないのである。

ところで、書評でとりあげられた批判点をみると、右にのべた「本書」の目的ないしテーマ設定のしかたや、それを解決する方法のうち①・②などの基本的見解に関しては、全く批判されていない。しかし、方法③つまり各時期の土地所有・占有とその展開については、かなりの批判がみられ、その他の批判は、方法④つまり私補助手段として論じた農業経営以下の点に集中している。私としては、目的ないし課題の設定法や、その解決のための基本的な方法①・②・③に対して、徹底的に批判していただきたいのであるが、わずかに方法③に対してかなりの批判をよせられたにすぎない。このように、目的の設定法や基本的な方法論としての①・②に対する批判が全くなされず、むしろ補助的な所論に対して比較的多くの批判がなされたのを見ると、一部を除いた批判者の多くは、私の基本的な見解、つまり右の目的設定法やその解決のための基本的な方法に賛成されたか、あるいは私の基本的な見解をほんとは理解しな

いで批判されたか、このいずれかであると考えるをえない。しかし、右の方法③に対する批判もみられることだから、ここでは一歩ゆずって、以下、③に対する批判、つまり「本書」の中心テーマとしての土地所有・占有の史的展開に対する批判と、④に対する批判、つまり補助的所論としての農業経営以下に対する批判とについて、順次それぞれ具体的に検討してゆこう。

### 三

「本書」の中心テーマである土地所有・占有の史的展開に対する直接の批判は、永原 松岡・上島らの諸氏の書評に部分的にみられ、脇田氏の書評ではそれが中心をなしている。以下それぞれの批判点についてみてゆこう。

永原氏は『私の不満に感じること』は、氏のいわれる「本所領家的土地所有」・「荘園領主的土地所有」・「在地領主的土地所有」の内容が不鮮明なことである。本書では、農民の土地所有の性格分析に行行して、領主の土地所有もたえず対比的に検討されているにもかかわらず、前者の分析の明快さに比べると後者は具体性を欠いている（前掲誌、四四頁）といわれる。これは、たしかに一おう客観的に評価した巧みな批判のようにみえる。が、しかし、農民の土地占有のほうが領主側の土地所有よりも一そう複雑であり、またその性格

分析や動きの究明が、領主側の土地所有のそれよりもおかれて、従来ほとんど行われておらず、さらに太閤檢地に対して、より一そう直接的であることに深く注目すべきである。だからこそ、私はとくに占有の性格・動向の分析に力をそいたのであり、その結果、永原氏もいわれるように『前人未踏の分野』（前掲誌、四四頁）を拓いたのである。しかも、私はそれに対応して土地所有の分析も決して輕視することなく、第I部の第二章第一節Ⅱ項や第三章第三節などにおいて、本所領家的土地所有・在地領主的土地所有の性格分析や、南北朝内乱を契機とする本所領家的土地所有の消滅ないし庄園領主的土地所有への転化、在地領主的土地所有の一円化および限界とその後の拡大などについて、できるだけくわしく考察している。これ以上の考察は、史料的な制約もあるから、今後の研究にまたねばならない。

上島氏は、第一に、『第三章第二節「占有の分化と在地の動き」

反判と批省  
において、氏は小経営の一般的成立のコースを、①かつての名田経営の解体、②「職の分化」Ⅱ土地占有者間における剰余生産の配分による二つの場合を考えられる。然しこの二つは系列を異にするものであつて同次元で論ぜらるべきものではない』（前掲誌、七二頁）とし、第二に、私が職の分化し占有の分化した例としてあげた『応長二年和泉国大島庄田地注文は、④の農民階層分化を示す史料では

あつても、②の「職の分化」を示す史料ではない』（同、七三頁）

とし、第三に、職の分化は「基本的には「新名」の解体を促すという一定の歴史的役割を果すものであつて、氏の如く「新名」を成立させると共に解体させるというような二重の歴史的役割を有するものとは考え難い』（同、七三頁）といわれる。しかし、上島氏が指摘された右の三つの点は、いずれも氏の誤読ないし誤解である。すなわち、第一の点については、私は「鎌倉末―室町期の占有の性格を考えるに当つて、まず第一に注意すべきは、先述のごとく生産力の向上にもなつて、従来の名田経営が解体して夫役経営・小経営が一般化する場合に、その夫役経営・小経営に対応する占有の性格はいかに考えるべきかという点であり、第二に注意すべきは、生産力の向上に基づいて占有者相互の間で剰余生産が配分される場合つまり名主職が分化する場合に、それに対応する占有の性格はいかに考えるべきかという点である」（一五三―四頁）とのべているのであつて、右の前後両者を「小経営の一般的成立」の二つのコースとは決して考えておらず、また前者と後者とを同次元で論じてもない。前者は第三章第二節Ⅰ「経営者の占有」の項で具体的に論じ、後者は第三章第二節Ⅱ「加地子取業者の土地関係」の項で分析して、それぞれ異なつた占有分化の過程を明らかにしている。つぎに第二の点については、応長二年の大島庄田地注文（一九五頁に掲載）で

は、吉貞名が「<sup>〔自作〕</sup>しきく」分と、「たうせん」・「こんがうじくらう」

「いまい」ら九人の請作分とに分れているから、これはやはり名主職―作職という職の分化、つまり地主的占有―作人的占有という占有の分化を示すものといわねばならない。上島氏が、これを職の分化ではないといわれる理由はどこにあるのであろうか。第三の点については、私は職の分化が『新名を成立させると共に解体させるというような二重の歴史的役割を有するもの』だとは一言ものべず、また考えてもいない。これも上島氏の誤解といわねばならない。

松岡氏は「宮川氏の理解する検地帳登録人の土地関係は、中間地域ないし先進地域における庄園制的秩序の下に合法的に成立しつつあつた作人的占有であつた」(前掲誌、八三頁)が、この見解にしたがうと、「忽ち理解しがたい事例にぶつつか」るとして、私のあげた近江の井戸村与六・撰津の森田氏らの占有を検討し、『これらによつてみれば、太閤検地が従来の作職占有権をそのまま認めただでないことは明らかである』(同、八四頁)と批判される。しかし、これは私の所論をほんとに理解していない松岡氏の論理的誤謬である。すでにのべたように、「太閤検地は、従来の占有関係の如何にかかわりなく、一筆ごとに生産高―分米を把握して、その50%―70%前後を年貢とし、その年貢を負担する高請農民を検地帳登録人つまり作職所有者―作人的占有者とした」(三二八頁)のであり、し

たがつて、検地帳登録人はたしかに作人的占有者といえる。しかし、だからといって、逆にかつての作職所有者―作人的占有者がすべて検地帳登録人になつたとはかぎらない。「作人的占有者が太閤検地に当つてそのまま登録人となつた」(三三一頁)場合もあれば、「従来の名主的占有者の多くが作人的占有者に切りかえられて……登録人となつた」(三三二頁)場合、「地主的占有者の作人的占有者に切りかえられたものが、登録人となつた」(三三三頁)場合もある。この点、脇田氏は正しく読みとつている。松岡氏は「逆がかならずしも真でない」ことに注意すべきであり、少なくとも一部分だけを読んで早合点してはいけない。

脇田氏は、私が太閤検地は名主的占有と同様に地主的占有をも否定して、作人的占有に切りかえるか、その下の作人的占有を公認するかしたとのべたのに対し、私のあげた史料を批判して、それらは「領主的土地所有の否定、高付―作人的占有への引直しを示す史料のみ」(前掲誌、一四八頁)だとし、「地主的占有・名主的占有が否定され、その下部の作人的占有が認知されたとする史料は、まず皆無に近いのではないか」(同前)といい、「従つて、地主的乃至名主的占有の作人的占有への切換えが一般的である」(同前)から、太閤検地に革新性・小農民自立策はみとめられないとされる。この批判の当否は、基礎史料の解釈如何にかかつているから、氏が指摘

された私の引用史料をもう一度あけて、具体的に検討してみよう。

一 まず摂津国能勢郡宿野村の津田家の場合をみると、同家の由来をかけた後欠の文書に、

氏神三社社役守護之儀、天正年中迄者、我々先祖相勤申候処、御社領田地之儀……凡壹丁三反歩之処、天正年中ニ被為没収、我々聊之所領等茂、文禄三年片桐市正御檢地之節、高付被仰付、無録ニ相成候

とある。これを解釈して、脇田氏は①「第二部（拙著）ではこれを土地占有すらも否定され、無高になつたものと理解されたが、これは無理であり……その点、第一部では「ときには地主的占有者の作人的占有者に切りかえられたものが登録地となつた」（三三三頁）と訂正されているが、それにもかかわらず」なお誤りだとし、②これは『在地領主の所領が高付され、無録になつたもの』、つまり「領主」的土地所有の否定、高付＝作人的占有への引直しを示す』（前掲掲、一四八頁）史料だとされる。しかし、①は明らかに氏の読み誤りである。私は第一部で津田家の管理していた氏神三社領田が天正年中没収され、また同家の所領田畑が、文禄の檢地で、禄加地子得分を奪われて同家の高付地＝作人的占有地となつた（第二部二四七頁）とし、その解釈を第一部では訂正するどころか、むしろ発展させたのである（三三三頁）。当該箇所を、もう一度よく読

んでいただきたい。

問題になるのは②で、脇田氏は津田氏を在地領主と断定し、したがって、その土地關係を「領主」的土地所有とされるが、右の史料から津田氏を在地領主＝土地所有者と明確に断定することはできず、ことにこの史料が自家の由緒をあとから書いたものであることを考えると、なおさらである。津田氏が權利をもつた田畑は、氏神三社の「社領田地壹町三反歩」と、「我々聊之所領」とである。このうち氏神三社領田一町三反に対する津田氏の權利は、土地所有權ではなく、村の有力者としての管理權であろう。一般に室町期には、村人が作職を保留して加地子名主職を氏神に寄進する傾向（三〇六七頁）にあつた点と、この地域では月峯寺・荒木村重・能勢氏らの在地領主ないし小大名が存在した点とからみると、右の氏神三社領田一町三反は村人から寄進された加地子名主職で、村人は年貢公事を領主へ、加地子を氏神三社へ納めていたと思われる。しかし、氏神三社に神官がないため、村の有力者としての津田氏は、加地子を取収する氏神の加地子領主的土地所有または地主的占有を事実上管理していたものと考えられる。ところが、この一町三反は「天正年中」に没収されて、津田氏の管理權もなくなり、信長または秀吉の部將の領地となつて、それまで作職を所有していた村人が檢地帳登録人となつたのである。これは、加地子名主職の没収つまり加地

子領主的所有または地主的占有の否定であり、作人的占有の公認であつて、脇田氏の解釈はみとめられない。つぎに、右の「我々聊之所領」に対する津田氏の権利についてみると、「無録ニ相成候」とある点と、領主月峯寺・能勢・荒木らの存在とからみて、それは、やはり領主的土地所有とは思われず、主に地主的占有と考えられる。ところが、この「所領」は文禄三年の検地によつて津田氏の高付作人的占有となり、そのため「無録」（加地子収取の否定）になつたのである。それは地主的占有の作人的占有への切りかえであり、脇田氏のいう領主的土地所有の作人的占有への切りかえではない。

二 つぎに近江国坂田郡箕浦村の井戸村氏の場合をみると、「おころ彦三郎」ら二五人が扶持された作職について、天正一九年（一五九一）に井戸村与六へつぎのような書付を出している。

被成御扶持候作職書付上申候事  
 い村川原西庄境、北へ春日  
 七段 小  
 かいそへ五反□□内  
 志 敵  
 立音川原 但孫左衛門渡  
 小  
 同西のせ河かけ共ニ  
 志 段 半 但与六様徳分共ニ御ふち  
 小門前  
 志 段 同地志職共ニ御ふち  
 以上  
 天王前 是ハ御被官ニ被成候時、御扶持之由候  
 志 段  
 衛門太郎○

同所  
 志 段 御被官ニ被成候時、五郎兵衛□にて□□  
 さいかち  
 志 段 半  
 立町屋敷 是ハ次郎九郎被作にて候へ共、年貢米進を  
 志 敵 まとい候て作仕候也  
 のせ川河原 是ハ与六様徳分共御ふち  
 志 反  
 かいそへかわら五反小之内 是も与六様徳分共御ふち  
 小

こもろまへ  
 志 反  
 立音ノ上河原 今ハ皆川  
 志 反 大  
 出口川原  
 小

加納山ノこし  
 大  
 出口ノ田  
 大  
 丸山ノこし  
 大  
 いやしき市庭  
 志 敵  
 （以下六三筆省略）

右書上申候作職被成御扶持候趣、実正明白也、自然於子々孫々も売買仕候へ、可被成御乱明候、隨而右之書上外ニかくし置、又へうり申儀候へ、被聞召出次第ニ可被召上候、猶以御檢地之上、めん／＼名付仕指出仕候共、不寄何時被召上候共、其時一言之子細申聞敷候、仍為後日之状如件



天正拾九年  
三月十二日

此使  
八郎右衛門(花押)

井戸村与六様  
参

脇田氏は、この文書を解釈して、『この史料の「作職」は單純に名主職・作職における作職というものではない。なぜならその内容は「ふち」「与六様御ふち」無記載と、「与六様徳分共御ふち」とある場合に大別でき、従つてここで与六が扶持した「作職」は名主職・作職の二種類が含まれていたであろうことに着目しうる。作職という言葉が、いわば農民保有地として、職の分化とは異つた概念として用いられているのであるが、この場合、検地で問題になるのは、扶持を給与する在地領主の領主権が基本的に問題にされると見るべきであり、……』(前掲誌、一四九頁)といわれる。つまり氏の主張は、①この史料の作職が名主職・作職の作職ではなく、名主職・作職とともに含んだ農民保有地を意味し、②その作職を扶持として給与する井戸村氏は在地領主で、その領主権が検地のさい基本的な問題になつた、という二点に要約される。

まず①からみると、たしかに、室町末期の先進・中間地域では在地名主職が領主側に吸収される動き(三〇一―三〇九頁)もあつて、作職がより純粹に農民的な保有(占有)を意味する傾向にあつ

たが、だからといつて、その作職を、脇田氏のように名主職・作職の作職ではなく、名主職・作職を含んだものと断定することは無理である。すなわち、脇田氏の論拠となつた上掲史料の「徳分共ニ御ふち」の徳分を、氏は名主職徳分と解しておられるが、かならずしもそうとはかぎらない。この徳分は、文明五年(一四七三)の井戸村定阿彌諺状(井戸村文書)の「作職足之事」の項に「二反 こうたいのにし、よしふち方未進、年貢弁、いわうきの中村より預候、此内一反ハ三郎介ニ預候、一反ハ衛門との作候」とある場合のように、名主職・作職―下作職の場合の作職徳分とも考えられる。また一歩ゆずつて、それが名作職徳分であつたとしても、上掲史料で「徳分共ニ御ふち」とある田畑は、次表に示すように八一筆のうちわずか六筆にすぎず、ほかの七五筆はすべてそうではなく、作職のみが扶持されたものである。しかも、作職と徳分とともに扶持された右の例外的な六筆の名請人は「おころ彦三郎」・「衛門太郎」・「与五郎」ら特定の三人にかぎられ、そのうち衛門太郎は明らかに井戸村氏の被官である。すなわち、井戸村氏は一般に、田畑の作職のみを農民に扶持することを原則とし、例外的に、ごく一部の田畑の作職と徳分とともに被官などの特定のものに扶持したのである。この例外的な事実を論拠として、一般的事実を無視した脇田氏の主張には無理があり、みとめられない。

井戸村氏から扶持された扶持の内容

但書の有無・内容	筆数	名 請 人
有	徳分共＝御ふち	4 〆彦三郎・衛門太郎・与五郎
	一職共＝御ふち	1 〆彦三郎
	徳分御ふち	1 衛門太郎
	御ふち	3 〆彦三郎・衛門太郎・与五郎
	?	1 衛門太郎
無（作職ふち）	71	彦八ら25人
合 計	81	25

- 備考 1. 本表は前掲文書の田畑各筆のうち扶持関係の但書の有無・有る場合の内容を、各筆ごと、名請人ごとに整理したもの。
2. 「徳分共＝御ふち」と「一職共＝御ふち」とは同じ内容であろう。
3. 「徳分御ふち」はそのすぐ前の筆に「徳分共＝御ふち」とあつて「是も与六様徳分御ふち」とある場合だから、おそらく2と同じであろう。
4. 「御ふち」は作職扶持の意であるが、無記載の場合も外題に作職扶持とあり、したがつて、とくに「御ふち」と但書された理由が問題になるが、いますぐには解決しかねる。
5. 「？」は読み切れないためであり、したがつて扶持関係の但書ではないかもしれない。

つぎに②の点、つまり右のように一般に作職を農民に扶持した井

戸村氏が果して在地領主なのか、また天正一九年検地のさい上掲文

書を出すという形で問題になつたのは果して領主権なのか、という

点を吟味しよう。脇田氏は、井戸村氏が在地領主で、その領主権が

天正一九年検地のさい問題になつたとされるが、それは井戸村氏が

在地領主であつたずつと以前の段階と、その後の変化とを

混同した謬見である。なぜなら、井戸村氏は、浅井氏の没

落までは自作しながら土地を所有する土豪であり、在地領

主的であつたが、秀吉の長浜入部とともに土地所有を否定

され、在地領主性Ⅱ領主権を失なつて、その土地関係は地

主的占有（名主的占有）・作人的占有のみとなり、さらに

天正一二・三年ごろから太閤検地によつて、その地主的占

有も否定されるようになり、天正一九年の検地ではその地

主的占有が問題になつたと考えられるからである。その点

をもう少し詳述しよう。

井戸村定阿彌の文明三年（一四七一）覚書および同五年

の讓状によると、井戸村氏の所領は

① 若干の「自作」分……主に作人的占有地・一部名主的

占有地

② 多くの「加地子」収取地……これは作職徳分・名主職

徳分のある土地で、主に地主的占有または加地子領主的土地所有

の地

③ 「定徳寺代官給」などの若干の在地領主的土地所有の地

からなつている（一三七―八頁に詳述）。また井戸村氏は、元龜元

年（一五七〇）に浅井氏方の佐和山城に籠城しながら、「作付置候

立毛」のことを心配している(同)。さらに元龜三年に井戸村光麿が売つた田一反は、「年貢米、一石、公方一石、徳分方一石、此外万雜無諸公事物也」とあつて、かれにこの一反の地主的占有があつたことを示している(井戸村文書)。これらの事実から、井戸村氏は、少なくとも浅井氏の没落までは一部を自作しながら、同時に多くの田畑から加地子をとる地主、さらに加地子または年貢公事をとる在地領主、の側面をもつていたことがわかる。ところが、浅井氏が没落し、秀吉が長浜に入部してこの地域を領有するとともに、井戸村氏の右の③『在地領主的土地所有および②のうちの加地子領主的土地所有は、浅井氏に味方した他の土豪の場合と同じく、すべて没収されて、秀吉の蔵入地またはその部將の領地となり、井戸村氏は在地領主性、領主権を失なつて、農民となつた。②のうちの地主的占有は、信長の檢地および当初の太閤檢地が一般にそれを認める傾向にあつた(三一八—三二五頁)点からみて、①の作人的占有・名

主的占有とともに、そのまま井戸村氏にみとめられたものと考えられ、井戸村氏は、その地主的占有地の作職を上述のように農民に扶持したものと思われる。しかし、天正一二・三年以降の太閤檢地は、さらに従來の地主的占有を名主的占有と同様に否定して、その下の作人的占有を公認するか、あるいは、それを作人的占有に切かえるようになつた(三二五—三二九頁)。そこで地主的占有を奪われる

ことをおそれた井戸村氏は、天正一九年の檢地にさいし、作職を扶持した農民から上掲の文書をとつて地主としての権利を私かに温存しようとしたのである。したがつて、問題になつたのは、脇田氏のいう領主権ではなく、地主的占有であり、しかも、その結果、地主的占有の下の作人的占有が公認され、作職を扶持された農民が登録人となつたのである。

三 なお脇田氏は、『後進地域の例証、武田領惣百姓分の占有は名主的占有とされるが、これは負担額を二六〇三六%とされた為であり、第二一表から算出すれば負担額六二・二〇五・一%となり氏のいわれる作人的占有の負担となつている(二九八・九頁)』(前掲誌、一四八頁)と批判される。しかし、これはやはり脇田氏の読み誤りである。なるほど、第一部の第二一表によると、惣百姓の「納高」は「檢地高」の六二・二〇五・一%になつているが、この「檢地高」は、太閤檢地のそのように生産高を意味するものではなく、「本成」本年貢高と檢地踏出とを加えた(二九八頁)ものであるから、「納高」は作人的占有の負担とはいえない。「納高」は「本成と踏出分の約二六〇三六%とを」(二九八頁)加えたものであり、惣百姓は、檢地高のうち本成分は従來のまま負担し、踏出分ではその二六〇三六%を負担したのであるから、その占有は名主的占有とみるべきである(二九九頁)。

なお以上のほか、地主的占有が太閤檢地により否定されて、その下の作人的占有が公認され、あるいは名主的占有と同様、作人的占有に切りかえられたことを示す史料はみられる。最近の脇田氏の話では、上坂文書のうちにも同様の史料がみられるようである。したがって、さきの脇田氏の史料解釈および主張はいずれも成立しない。

#### 四

つぎに「本書」の補助的な所論に対する各批判者の批判をみると、農業経営についての批判が最も多く、ついで農民階層・領主制の性格・小農民自立策などに対する批判もかなりある。しかし、それらは、どこまでも中心テーマーに対してではなく、中心テーマーを考察するため必要なかぎりとり上げた補助的な所論に対する批判であるから、「本書」の書評としては余り問題にする必要はないと思われるが、全く無視するわけにもゆかないので、一おう、内容別に批判点を簡単に吟味することにしよう。

まず農業経営に対する批判をみよう。松岡氏は『著者は第一章では夫役経営と小経営の外に独立小農民経営をあげているが、第三章ではこれに言及されないのは如何なる理由か』（前掲誌、八三頁）と叱問されるが、それは氏の読み誤りである。すなわち、第一章では従来の研究を反省して問題点を明らかにするのが目的であり、し

たがって、従来の私の見解として三つの経営形態と太閤檢地との關係をのべ、同時にそれを反省して「農民の土地關係を耕作權・得分權として経営關係と同時に論じたため、問題を混同させた嫌いがある」（二七頁）と自己批判して、従来の考え方を改め、第三章では新たに基本的な経営形態として夫役経営と小経営をとりあげたのである。松岡氏はこの点を読みとつていない。また松岡氏は、『新名体制下の夫役経営と名体制下の名田経営の差が明瞭でない』（前掲誌、八三頁）といわれるが、これも氏の誤解である。名田経営の段階では、名主の代表する家父長的家族共同体が名主的占有の主体であり、そのほかに占有はないが、夫役経営の段階では、第三章第二節『占有の分化と在地の動き』で詳述したように占有は分化して前段階とは基本的にちがった土地關係が展開する。だから、こうした土地關係の展開に対応する経営の変化を、名田経営から夫役経営・小経営への展開、体制の変化を名体制から新名体制への変化と理解したのである。なお松岡氏は、『夫役経営と小経営者との』關係は『近世的關係を以て推測しているにすぎない』（前掲誌、八三頁）とし、また上島氏は『貞享年中の「豊年稅書」が唯一の論拠である小経営独立再生産不可能説は、何らの具体性も有しない』（前掲誌、七二頁）といわれる。しかし、私は①奈良―平安初期の史料（七四・七八頁）・中世末期の『清良記』および近世前期の『豊年稅書』（一

二三―四頁)、②日本農業の一般的特質(七三―四・一二三頁)、③中世のわずかな断片的な関係史料(一〇八一―二二、一三〇―一三八頁)、④近世初期の経営関係(一三九―一四五頁)などを論拠として、夫役経営・小経営の一般の成立と両者の関係を論じたのであり、決して「近世的関係」または『豊年税書』だけを論拠としているのではない。私の所論を否定しようとするなら、右の論拠をすべて否定しなければならぬのに、それはやつておらず、だから右の批判は批判にならない。

なお上島氏は、『小経営がその再生産を維持するために一町程度の土地を耕作し、その上大経営に夫役を提供する余裕がありえたであろうか』(前掲誌、七二頁)といわれるが、それは氏が私の見解を誤解して、『氏に従えば小経営は自己の占有地と、大経営よりの諸作地合せて一町程度耕作しなければ、独立再生産が不可能であり』(同前)とされるからである。私は、小経営者が「一町程度耕作」したとはどこにものべておらず、小経営者は一般にその占有地のほかに、夫役経営者からの請作地を経営して、夫役を夫役経営者に提供し依存することにより自己を再生産したとのべているのである。また上島氏は、私が第三章第一節で夫役経営の一般的形成を論じたのに対し、『夫役経営の存在を示される史料の多くは鎌倉末期前後のもので……「在地領主」の夫役徴収が、「名体制」の解体により、

矛盾として顕然化したことを、即ち夫役経営が崩壊期に入ったことを示すもの』(同前)とされ、脇田氏もほぼ同様の批判をされる(前掲誌、一四七頁)が、これも前後の関連を正しく読みとつけないところからくる誤解である。私は、まず在地領主の夫役経営の例をあげて、それは「名体制段階の領主の名の経営ないし領主直営の場合と同じであ」(二三〇頁)るとし、それが名解体後の「新名主の比較的大きな経営においても一般に」(同前)みられたのではないかとして、在地領主「土地所有者ではなく有力新名主」占有者の夫役経営の一般的形成を論じたのである。一部分だけを読んで誤解されては困る。なお脇田氏は、私が『清良記』を分析して一町二反五畝の経営に男四人・女一人の労働を必要とし、それは単婚家族の自家経営ではないとしたのに対し、『単婚家族を文字通り男女各一の「単婚」家族を考へておられるところに問題がある』(前掲誌、一四七頁)と批判し、『一・二名の下人労働と、補充的な労働力投下によつて二町程度の経営は恐らく単婚小家族経営で可能である』(同前)とされる。しかし、譜代の下人がいる場合、それは単婚家族ではなく複合家族であり、しかも氏のいわれる補充的な労働力は、この段階では年傭や日傭ではなく夫役労働であり、またそれを提供して再生産をはかろうとする小経営者がきわめて多い点からすると、夫役労働の比重は下人労働よりも大きいといえよう。そう

いう小経営者が一そう独立性を増した近世の段階では、氏のいわれるような下人労働に中心をおく経営が展開するのである。

つぎに、農民の階層ないし体制に対する批判をみよう。永原氏は、『(i) (平安―鎌倉期)・(ii) (南北朝―室町期) のそれぞれにおける基本的な直接生産者が何であるかが、はつきりしない』(前掲誌、四二頁)として、まず(i)期については『(i)期の名主を宮川氏は家父

長的家族共同体の家父長といい、これが在地領主的所有に対応する農民の占有の唯一のものとみてその本質を家父長的奴隸主とみる見解に反対するが、それでは、名主の本質は何か。宮川氏は(i)期の基本的生産者の性格としてコロヌスをあげられるが、氏の論旨によればこれは名主がその下部に内包している副次的・従属的ウクラー

Dなのではないか。(ii)の農奴制・(iii)の隷農制と対照するためには(i)では名主―在地領主の關係がコロヌス制ということだけでは、

この図式は首尾一貫しないが、それは事実にも一致しない』(同前)と批判し、つぎに(ii)期に対しては、『夫役收取者』『新名主』と夫役提供者『小農民』とを『ともに農奴と規定し、「農奴制の重層的構造」と説明することは適当であろうか。ここでも農民の基本的階

層がどれであるかを不鮮明にするおそれがないか、……やはり基本的なものと同次的なものを区別する必要がある』(前掲誌、四三頁)とされる。松岡氏(前掲誌、八三頁)や、上島氏(前掲誌、

七〇頁)も、永原氏に近い批判をしておられる。しかし、私は平安

―室町期の基本的な農民階層を明らかにすることを、少しも目的とはしていない。三氏は私がなぜ平安―室町期の基本的な農民を明らかにすることに努力しなかつたかを、読みとられないのであろうか。さきにも述べたように、太閤検地の意義を理解するためには、それ

までの基本的な農民階層の追求よりも、領主側の土地所有に対する農民層の占有の展開過程の追求がより重要であり、直接的である。

だから、私は基本的農民の追求を問題にせず(それはきわめて困難で、三氏ともあるいは即答できまいと思うが)、もつぱら土地所有―占有の史的展開の追求に努めたのであり、そのため必要なかぎり農民の階層や体制にもふれたのである。

すなわち、平安末―鎌倉期には本所領家・在地領主の土地所有に對立する占有を名主的占有と考え、それを具体的に説明するため、その主体を名主によつて代表される家父長的家族共同体、その経営を家父長的家族共同体経営『名田経営』としたのである。しかも、その家父長的家族共同体を、「家父長制的奴隸制の変質過程に現われた家父長的家族共同体關係」(一四五頁)として、占有主体の、奴隸制から農奴制にいたる中間形態と理解し、その意味で「コロヌス制的段階」のものとしたのである。そこでは名主と下人・所従とのどちらが基本的階層であるか、どちらと領主との關係がコロヌス

ス制であるか、という点は問題にならないし、もし強い問題にすると、三氏のいうように論旨がわからなくなつてしまう。つぎに、鎌倉末―室町期についても同様で、そこでは、一般に出現する夫役收取者＝夫役経営者と、夫役提供者＝小経営者とのいずれが基本的農民かではなく、かれらの占有関係はどうなっているかが基本的に問題なのである。だから、まずその点を第三章第二節「占有の分化と在地の動き」の項で詳述して、名主的占有の分化する過程、重層的占有関係の形成を明らかにし、それをより具体化するために、その関係を夫役経営者と小経営者の充足依存関係＝族縁共同体関係として説明し、領主との関係では重層的な農奴制的生産関係の一般的成立とみたのである。永原氏は『農奴制の重層的構造』と説明するだけでなく、領主―夫役收取者＝新名主の關係と、夫役收取者＝新名主―夫役提供者＝小農民の關係と、いずれが基本的なものかを明らかにすべきだといわれるが、それは読み誤りからくる謬見である。私が新名主と小農民とを対立概念としてはおらず、小農民のうちに弱小新名主・一部の作人などがあつて、かれらは夫役経営者＝有力新名主との間に農奴制的生産關係をもつと同時に、領主との間に農奴制的生産關係をもつたと主張している点を読みとられたなら、右の疑問はでないはずである。もし、占有者間の農奴制的生産關係と、領主―土地所有者―占有者のそれと、いずれが基本的かという

のなら、それはいうまでもなく後者であり、その点は第三章の第二節と第三節とを統一的に読みとれば明らかである。松岡氏は、私が右のうち前者だけのべて後者にはふれていない（前掲誌、八二―三頁）といわれるが、それは第二節だけ読んで第三節を読まれないからである。

最後に、永原氏は封建制の性格を問題にして、『宮川氏のように織豊政権をもつて「確立」と形容しても差支ないが（一般にもしばしばそうなっている）、それ以前は封建社会として「未熟」だということになると問題が起る』（前掲誌、四三頁）とし、『室町期をも「未熟な封建制」とするため、南北朝内乱の變革的意義についての評価がいちじるしく消極的である』（同前）といひ、そのため『結論的には安良城氏と一致するという妙な事態に陥つている』（同前）とされる。脇田氏もこれに近い批判をしておられる。しかし、私はくり返しいうように、どこまでも土地所有―占有の發展段階をまず考え、それに対応させて封建制の發展を段階的に考へているのであり、決して太閤檢地前の封建制を「未熟な封建制」とはいつていない。すなわち、平安末―鎌倉期には「名主的占有をふまえた本所領家的土地所有と在地領主の未熟な封建的土地所有とが併立し、それを基礎とする組織としての古代的支配關係と未熟な封建体制と（初期封建制）が対立した」（六八頁）とみ、鎌倉末―南北朝期に

は占有が分化するとともに、「古代的権力が没落し」て、本所領家の土地所有が「上からの封建化として」……庄園領主的土地所有へと変質し、在地領主の土地所有は本所領家に制約されるという古きを次第に捨て、一元的土地所有・一円支配を獲得するという形で、より封建化した」（二二八頁）が、しかし限界もあつて「純粹封建的土地所有はなお成立せず……それによつて完全な封建制が成立したとみることはできず、むしろそれは初期封建制を一步前進させて、分権的封建制をつくる程度の封建的進化をもたらせた」（二三九頁）とし、室町末—太閤検地段階には純粹の封建的土地所有—占有が「確立」して、純粹封建制が確立するとみたのである。

なお上島氏は私の所論を正しく引用しながら、それを曲解して、『秀吉が小農民自立策』革命的政策と、年貢増収策』反動政策の両側面の政策を同時に行つたという理由で、この両面を評価して、革命的でもなく反動的でもなく、その中間の革新的であつたとされるが、……これは單なる言葉のあやにすぎない。……決して小農民自立政策とはいえず、太閤検地は年貢の徹底的徴収のための政策であつたとしか考えられない』（前掲誌、七四頁）といわれる。しかし、私は氏も引用されたように「太閤検地の歴史的意義は、後述の土地所有の封建的統一と相まつて作人的占有の一般的形成を基本原則と

することにより、純粹封建的土地所有の確立を期したところにある」（三三一頁）とし、そこに革新的意義をみとめているのである。しかも、現象面では、右の基本原則がときには小農民自立策として現われる場合もあり、ときには年貢増収策として顕現することもあろうが、この現象形態が決して太閤検地の基本原則でもなく、性格を規定する条件でもないことをのべているのである。そのほか読み誤りからくるこまかな批判もあるが、それらに答えることは一おう省略しよう。

## 五

以上を要するに、「本書」の中心テーマとした「封建的土地所有—占有の史的展開」に対して行われた直接の批判はいずれも当つておらず、またこの中心テーマを説明するため必要なかぎり補助的に論じた農業経営・農民階層・領主制の性格などに対する批判は、それ自体としては当つている面も少しはあるが、たとえ、それをみとめたとしても、中心テーマに対する私の見解は微動だにしない。なお一般的にみて、批判のうちには、充分読みこなしてないため、あるいは自己流に意訳するために生じた誤解から、なされているものが多い。